

議案第12号

みよし市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市国民健康保険運営協議会の委員の見直しに伴い必要があるからである。

みよし市国民健康保険条例の一部を改正する条例

みよし市国民健康保険条例（昭和40年三好町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「または」を「又は」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 1人

第7条第2項中「(昭和57年法律第80号)」を削る。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

みよし市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(みよし市国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 みよし市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 1人</u></p> <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>	<p>(みよし市国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保険医<u>または</u>保険薬剤師を代表する委員 4人</p> <p>(3) 略</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律<u>（昭和57年法律第80号）</u>の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>